

## 授業料等納付規則

運営委員会

平成23年4月1日制定

(目的)

**第1条** 愛知東邦大学学則（以下、学則という）第8章に定める学費における授業料等の納付については本規則の定めるところによる。

(授業料等)

**第2条** 授業料等とは入学金、授業料、教育充実費、施設設備費をいう。

(納付期限)

**第3条** 授業料等は毎年、次に定める期限までに所定の金額を一括して納付しなければならない。ただし、新たに入学を許可された者は、別に定める期日までに納付しなければならない。

前期分 4月15日まで

後期分 後期ガイダンス20日前より2週間を徴収期間とする。

但し、開始日は8月20日以降とする。

ただし、納入締切日が銀行休業日の場合は次営業日を締切日とする。

(授業料等分割納入の方法)

**第4条** 分割納入の許可を受けた者の分割納入の方法は次のとおりとする。

(1) 分割納入は2回を原則とする。

(2) 第1回目の分割納入の金額は授業料等の1/2を原則とする。

(3) 第2回目の納付期日は、第3条に定める納付期限の翌月10日を原則とする。

ただし、別に定める特別な事情により上記分割納入の方法が困難であると認められた場合は、この限りではない。

(未納者の扱い)

**第5条** 授業料等納付期限までに授業料等の納付を行わない者については文書をもって督促を行う。また、授業料等分割納入者については、至近の分割納入期限をもって督促を行う。

2 前項により、授業料等の完納または別に定める所定の手続きの終了が確認されない場合は、文書をもって除籍予告を行う。

(除籍)

**第6条** 除籍を予告された者は、除籍予告後14日以内に授業料等を納付しない場合は、除籍する。ただし別に定める特別な事情があると認められた場合はこの限りではない。

2 前項により除籍された者の除籍日は次のとおりとする。

前期分未納者 前期授業開始日

後期分未納者 後期授業開始日

(休学)

**第7条** 学則第28条により休学の許可を受けた者の授業料等は次のとおりとする。

- (1) 休学の許可を受けた日の属する学期の授業料等はこれを徴収する。ただし、休学期間が学期始めから学期末までの全期間にわたる場合は、当該学期の授業料等は徴収しない。
- (2) 前号ただし書きにより授業料等の納付を免除された者は、在籍料として所定の金額を納付しなければならない。
- (3) 在籍料 授業料の1/5（千円未満の端数切り捨て）
- (4) 在籍料は、休学期間中、各学期始めから2週間以内もしくは、休学期間が決定後2週間以内に納付しなければならない。

(復学)

**第8条** 学則第30条により復学の許可を受けた者の授業料等は、復学した者の入学年度の学生が納付すべき授業料等納付金額（入学金を除く）とする。

(再入学)

**第9条** 学則第26条の3により再入学の許可を受けた者の授業料等は、再入学の許可を受けた年度の新入学生が納付すべき授業料等納付金額（入学金を除く）とする。

- 2 再入学の許可を受けた者は、許可を受けた日より2週間以内に授業料等を納付しなければならない。

(編入学)

**第10条** 学則第26条により、編入学の許可を受けた者の授業料等は次の納付金額とする。

- (1) 入学金については編入学の許可を受けた年度の新入学生の納付金額と同額とする。
  - (2) 入学金以外の授業料等の金額は編入学の許可を受けた者の学生が納付すべき授業料等納付金額とする。
- 2 編入学の許可を受けた者は別に定める期日までに授業料等を納付しなければならない。

(転入学)

**第11条** 学則第26条の2により、転入学の許可を受けた者の授業料等は次の納付金額とする。

- (1) 入学金については転入学の許可を受けた年度の新入学生の納付金額と同額とする。
  - (2) 入学金以外の授業料等の金額は転入学の許可を受けた者の学年の学生が納付すべき授業料等納付金額と同額とする。
- 2 転入学の許可を受けた者は別に定める期日までに授業料等を納付しなければならない。

(留年)

**第12条** 留年した者の授業料等は、留年した者の入学年度の学生が納付すべき授業料等納付額とする。

ただし、所定の在学期間（4年）を超えて在学する場合は、卒業要件に満たない単位数が20単位以下のときは、次期徴収時から授業料等の納付金（授業料・教育充実費・施設設備費）を30%減免する。

(入学金の減免)

**第13条** 以下の各号のいずれかに該当する者の入学金は免除する。

- (1) 内部進学入試合格者および東邦学園短期大学の卒業生
- (2) 本学が指定する専修学校から編入学する者
- (3) 学則第26条第3項により再入学の許可を受けた者
- (4) 提携校入試（指定校制推薦入試）を受験して入学する者

2 前項の該当者以外で、以下の各号のいずれかに該当する者の入学金は半額減免する。

- (1) 愛知東邦大学、東邦学園短期大学、東邦高等学校の卒業生の子で、同窓生入試を受験して入学する者
- (2) 愛知東邦大学在学学生または卒業生の兄弟姉妹で、同窓生入試を受験して入学する者
- (3) 提携校入試（AO方式・一般方式）を受験して入学する者  
(私費外国人留学生の授業料等の減免)

**第14条** 私費外国人留学生の授業料等の減免については、「私費外国人留学生授業料等減免規程」ならびに「広東外語外貿大学南国商学院編入生特別授業料等減免規程」に定める。  
(教職課程料)

**第15条** 教職課程履修者は、別に定める期日までに免許状に応じて教職課程料として所定の金額を納入しなければならない。

- (1) 中学校および高等学校教諭 35,000円

#### 附則

- 1 この規則は、平成13年4月1日より施行する。
- 2 この規則は、改正（第7条）により平成15年4月1日より施行する。
- 3 この規則は、改正（第3条、第12条）により平成16年4月1日より施行する。
- 4 この規則は、改正（第14条追加）により平成17年3月9日より施行する。
- 5 この規則は、改正（第4条、第12条、第15条追加）により平成18年4月1日より施行する。
- 6 この規則は、改正（第13条第2項第3号、第15条）により平成20年4月1日から施行する。
- 7 この規則は、改正（第13条）により平成20年5月14日にさかのぼって施行する。
- 8 この規則は、改正（第13条第1項第3号）により平成21年3月18日から施行する。
- 9 この規則は、改正（第13条第1項第4号）により平成21年4月1日から施行する。
- 10 この規程は、平成23年4月6日開催の全学協議会決議によって、制定権限が全学協議会に変更されたことに伴い、制定機関を全学協議会と変更して、平成23年4月1日から施行する。
- 11 この規則は、改正（第13条第2項）により平成23年4月13日から施行する。
- 12 この規程は、平成27年4月1日付けの組織改編に伴い制定権限が運営委員会に変更され、制定機関を運営委員会に変更し適用する。
- 13 この規則は、改正（第14条）により平成29年9月4日から施行する。
- 14 この規則は、改正（第2条、第12条、第13条）により平成31年4月1日から施行す

る。